# 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

## （1）幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

＊同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合　　開始日：感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合　開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）

終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 2w）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

## （2）幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】　開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

## （3）幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：3日以内に快癒すれば、その翌々日

※症状が、4日以上続けば、新型コロナ受診相談センターへ要相談

② 症状が4日以上続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ